

島根県隠岐支庁農林水産局水産部長専決海面漁業許可に係る制限措置等

区分		内 容	
小型 いか釣漁業	制限 措置	漁業種類	小型いか釣漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	1 隻
		船舶の総トン数	5 トン以上10トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	島根県沖合海面
		漁業時期	5 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者
	許可又は起業の認可を申請すべき期間	令和 8 年 6 月 18 日から令和 8 年 7 月 17 日まで	